

町長選挙及び町議会議員補欠選挙

任期満了に伴う大磯町長の選挙及び町議会議員の補欠選挙を行います。みんなの投票で未来の大磯をつくりましょう。

【投票日】

11月18日(日)

7時～20時

【開票日時・場所】

11月18日(日)

20時45分～

大磯小学校体育館

【投票できる方】

平成12年11月19日以前に生まれた方で、平成30年8月12日以前から引き続き大磯町に住所を有する方

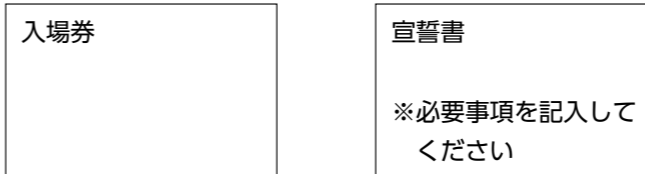
【投票所入場券】

投票所入場券は、告示日(11月13日)以降にハガキで郵送します。投票の際は、各自の入場券を切り離して、投票所にお持ちください。

投票所入場券の様式が変わります

・期日前投票をスムーズに行っていただけるよう、入場券裏面に期日前投票用の宣誓書を印刷しています。
・期日前投票する方は、ご自分の入場券を切り離して、裏面の宣誓書欄の住所、氏名、生年月日、期日前投票する日、理由欄に期日前投票をする理由をご記入のうえ、期日前投票所にお持ちください。

<入場券裏面>



・従来どおり期日前投票所に備え付けた宣誓書もご利用できます。
・投票日当日(18日)に投票する方は宣誓書の記入は不要です。ご自分の入場券を切り離して投票所にお持ちください。

入場券が届かなかったり、紛失した場合でも、選挙人名簿に記載されている方は投票することが出来ます。投票所受付で申し出てください。

【投票所】

該当する投票所は、郵送される「投票所入場券」に記載されています。投票所の場所は、11ページ案内図のとおりです。

【期日前投票・不在者投票】

投票日当日に都合で投票できない方は、事前に①期日前投票、②不在者投票ができます。
①期日前投票
投票できる期間及び時間
11月14日(水)～11月17日(土)
8時30分～20時
・期日前投票所
役場4階第1会議室
②不在者投票
郵便等による不在者投票
身体障害者手帳(主に1・2級)等を持ち、投票所に行くことが困難な方は、郵便等による投票ができます。詳しくは選挙管理委員会にお問合わせください。

既に「郵便等投票証明書」をお持ちの方には、選挙管理委員会から連絡します。
◆病院、施設内での不在者投票
県の指定する病院及び高齢者施設に入院・入所されている方は、施設内で投票ができますので、各施設にお問合わせください。

◆長期不在者の不在者投票
仕事等で町内を離れ長期不在の方は、滞在先の市町村選挙管理委員会で投票ができます。日数のかかる手続きがありますので、早めに選挙管理委員会へお問合わせください。

【選挙公報】

選挙公報は、11月15日(木)または16日(金)に各紙(朝日、読売、毎日、東京、日経、産経、神奈川)新聞の朝刊に折込みされるほか、次の町の施設でも受け取ることができます。
▼大磯町役場(本庁舎・国府支所)、ふれあい会館、生涯学習館、福祉センター、図書館等

【立候補の届出(面談選挙)】

▼とき 11月13日(火)
8時30分～17時
▼ところ 町役場4階
第2委員会室

11月17日(土)と18日(日)は選挙のため、観光や買い物に利用する役場有料駐車場の開放は行いません。ご理解とご協力をお願いいたします。

選挙管理委員会
☎内線228

投票所一覧

(案内図)
※町ホームページでも確認できます。



Grid of 10 maps showing voting station locations with labels like '第1投票所 高麗区民会館', '第2投票所 長者町老人憩の家', etc.

明治記念大磯邸園の都市計画決定案 説明会の開催と縦覧・意見募集

【説明会】
とき 11月24日(土) 10時から
ところ 保健センター2階
研修室
「案の縦覧・意見募集」
縦覧期間 11月13日(火)～12月10日(月) 17時15分まで
縦覧場所 町民情報コーナー
問都市計画課 ☎内線239

不法投棄は犯罪です!

11月は不法投棄撲滅月間です



「不法投棄をしない!させない!ゆるさない!」
町では、ごみの不法投棄をなくすため、パトロールやごみの撤去を行っています。
不法投棄されたごみは、土地の所有者が処理することになります。
「不法投棄の無い明るい町をめざして」
きれいな環境づくりには、皆さんの協力が必要です。
問環境課(美化センター内) ☎(72)4438

秋季全国火災予防運動

「忘れてない? サイフにスマホに 火の確認」

平成30年度 全国統一防火標語
11月9日(金)から15日(木)までの7日間、秋季全国火災予防運動が実施されます。
乾燥し、火災が発生しやすい季節になります。
この運動は、火災が起こりやすい季節を前に、火災予防への関心を高め、火災の発生を防止すること、高齢者を中心とした死傷者の数を減らし、また財産の損失を防ぐことを目的として実施するものです。
11月9日(金) 7時から30秒間、消防団詰所のサイレンが鳴りますので、災害と間違えないようにご注意ください。
※住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感じなくなる場合があります。10年を目安に交換しましょう。

空き家予防していますか?

マイホームとあなたのためのプランニングノート
どんなに大切に使用している家も、住む人がいなくなると、やがて空き家になり、様々な問題を引き起こします。
このノートには、空き家予防として必要な事前準備が色々と載っています。
また、ノートの各項目を埋めていくことで、マイホームのこれからを具体的にイメージできる書き込み式のリーフレットです。
先着1,000名の方に限り、無料で配布いたします。数に限りがあります。



問都市計画課 ☎内線242